

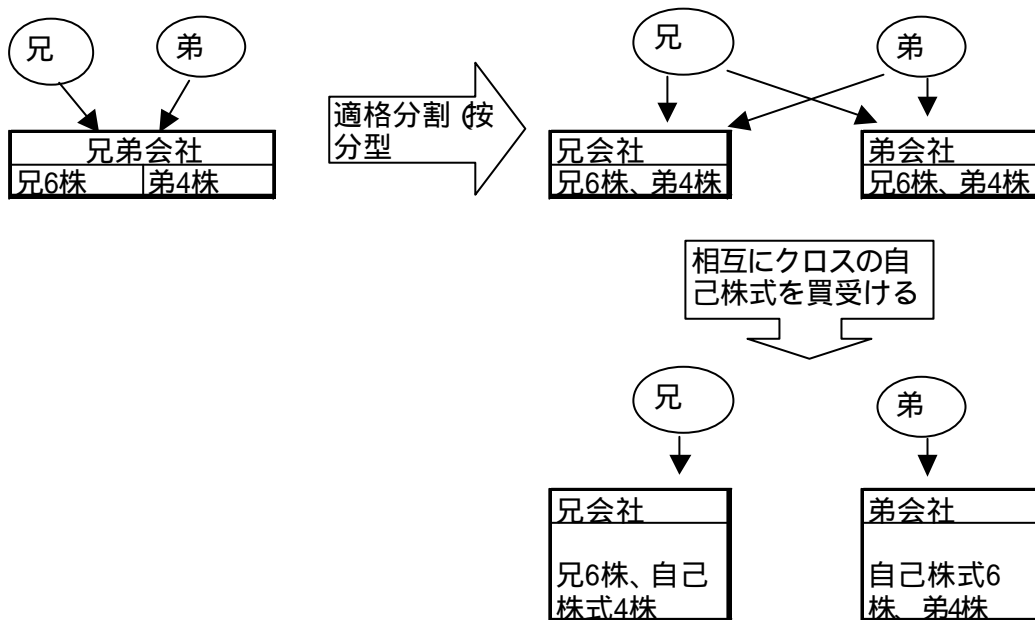
5. 会社分割を活用して分けて事業承継できる

Q5: 当社の事業承継において、子どもたちの代で経営方針について揉めないように会社を分けて承継させたいのですが、会社分割を使えば可能でしょうか？

A5: 会社分割制度を活用すると、比較的容易に会社を分割できますので、親族の支配争いを避ける新しい対策になると考えられますが、手続きや税務上の問題点があります。

通常の家分分割は「按分型」の分割といわれ、新設会社の株式は分割会社(元の会社)の株主に平等に交付されますので、支配権を分けたことにはなりません。これに対し、「非按分型」の分割は新設会社の株式を特定の者だけに交付できますが、株主全員の同意が必要である等の商法の手続き以外にも、税務上の取り扱いが問題となります。非按分型の会社分割では分割法人(元の会社)側で譲渡益課税、新設会社側で時価購入、株主にはみなし配当課税が発生してしまいます。しかし、含み益を移転させないなどの対策をとることができれば税務上の問題は軽減できます。

別の手法として、金庫株制度をあわせて活用すれば、会社分割とともに株主を分け、支配権を分けることが可能です。次の図を見てください。



先ず一旦、適格分割型分割(按分型)によって、会社分割を行い、その後、兄 弟会社、弟 兄会社間でそれぞれ自己株式(金庫株)買受を行います。そうすれば非按分型の支配関係が出来上がります。弟会社に引き継ぐ配当可能利益に注意しながら、また金庫株買受に際してのみなし配当課税等を計算に入れて行えば、会社の資金を使って会社を分けて承継させることが可能になります。